

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

草加市教育委員会

草加市では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の方に、学用品費・給食費などの一部を援助しています。次の事項を参考に援助を希望する方は、申請手続きをしてください。
※昨年度就学援助の認定を受けた方も毎年度申請手続きが必要です。

1 援助を受けることができる方

草加市内に住民登録があり、草加市立小・中学校に在籍する児童生徒のいる世帯で、認定基準に基づき、市が認定した方 ※草加市外に住民登録がある方は、草加市では申請できません。

(1) 次のいずれかに該当する方

- ①生活保護の停止または廃止された世帯（前年度又は今年度）
- ②児童扶養手当を受けている世帯（申請中の支給決定通知書では対象となりません。）

(2) 上記以外の方で、収入が少なく、経済的にお困りの方

（前年の世帯の年間総所得が認定基準以下の方）

※世帯の年間総所得額は、同じ住所に居住する令和5年12月31日現在で20歳以上の方全員の所得により判断します。

（世帯分離は同じ世帯とします。祖父母、扶養義務のある単身赴任者、無職等の方も含みます。）

- ・認定基準の目安 ※年齢や世帯構成等により異なりますので、簡易な目安としてください。

世帯人員	世帯構成	※世帯の年間総所得額
2人世帯	母・小学生	2,286,000円以下
3人世帯	父・母・小学生	2,875,000円以下
4人世帯	父・母・小学生・中学生	3,689,000円以下
5人世帯	父・母・小学生・中学生・高校生	4,263,000円以下
6人世帯	父・母・小学生・中学生・高校生・大学生	4,784,000円以下
7人世帯	父・母・小学生・中学生・高校生・祖父母	5,305,000円以下

※所得とは総収入金額ではなく、総収入金額から給与所得控除を差し引いた額です。

2 申請（1世帯につき1枚の申請書で小・中学校への手続きが完了します）

就学援助受給申請書に必要事項を記入し、必要な添付書類を添えて、学校へ提出してください。

（市内の小・中学校に複数の児童生徒が在籍の場合は、一番学齢の低い子の在籍する学校へ提出）

家庭状況に変動があった方、他市からの転入者等で援助を必要とする方については、その都度申請できます。ただし、追加の申請の受付は、当該年度1月末日までです。

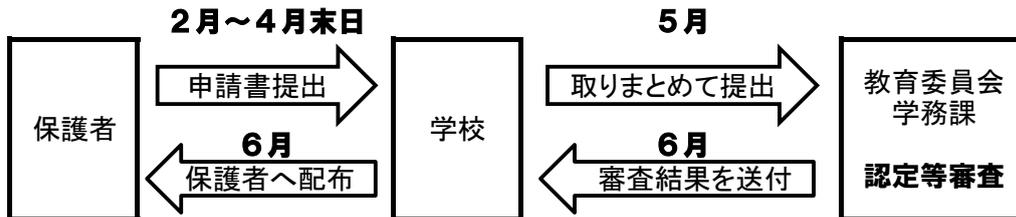
3 援助費目と金額 ※金額は年間の合計金額で一部費目は直接校長口座振込となります。

支給内容	小学校対象学年	援助費目	中学校対象学年	支給内容
54,060円	入学前の3月	入学準備金	小学校6年の3月	63,000円
54,060円	入学生準備金を支給していない4/1認定	新入学児童生徒学用品費	入学生準備金を支給していない4/1認定	63,000円
12,970円	小学校1年	学用品費・通学用品費 (年額)	中学校1年	24,560円
15,200円	小学校2年～6年	※8月分は支払い対象外です。	中学校2年～3年	26,790円
現物支給	小学校全学年	給食費(校長口座振込)	中学校全学年	現物支給
実費支給(実施後)	小学校6年	修学旅行費	中学校3年	実費支給(実施後)
実費支給(実施後)	小学校5年	自然教室費	中学校2年	実費支給(実施後)
実費支給(実施後)	全学年	校外活動費	全学年	実費支給(実施後)
医療券発行	全学年	医療費(学校指定病のみ)	全学年	医療券発行
		体育実技用具(柔道着)	原則中学校1年	実費(上限4,300円/1回)
		生徒会費	全学年	実費支給

※就学援助制度は、保護者に対し援助するもので、学校への納入金を免除するものではありません。
学校への納入金は、学校が指定する期日・方法により、必ず納入してください。

※支払い時期は、原則年間3回各学期末(7月、12月、3月)となります。

4 就学援助受給申請書提出から認定までのながれ



※4月末日までに申請書を提出した場合、審査結果通知は6月下旬頃に配布予定です。
5月以降に提出した場合、60日以内に審査結果通知を配布します。

注意

- ① 市内の小・中学校に複数の児童生徒が在籍の場合は、一番学齢の低い子の在籍する学校へ申請書をご提出ください。今年度より1世帯につき1枚で手続きが完了します。
- ② 年度当初の申請は4月末日まで受け付けます。
- ③ 住民税の申告または所得税の確定申告が済んでいない場合は、必ず申告後に申請手続きを行ってください。収入がない場合でも、未申告は不認定となります。

5 認定日

就学援助の認定日は、学校が申請書を収受した日の翌月1日とします。
ただし、当該年度4月末日までに申請を行った方の認定日は、当該年度の初日とします。

6 認定の取消し

草加市以外へ転居した場合は、その時点で草加市の援助は終了します。
転居先の教育委員会で再度申請をしてください。

【お問い合わせ】

在学の小・中学校または草加市教育委員会学務課(048-922-2674)まで